

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	石田 剛
論文題目	債権譲渡禁止特約の研究		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、債権譲渡禁止特約（民法466条2項）に関し、ドイツ法との比較法研究から得られた視座にもとづき、判例・学説を再検討し、解釈論を展開するのみならず、民法改正に向けて立法提言をも行うものである。</p> <p>第一部は、日本法の現状を分析し、検討すべき課題を明らかにする作業を行う。まず、処分禁止特約に違反する悪意の譲渡は無効だとするいわゆる物権的効果説に対して、債権流動化促進の要請から特約の効力を制限する議論が有力化していることを確認する。第一章および第二章は、民法466条2項ただし書の「善意」の意義・証明責任に関する判例分析により、判例が、物権的効果説の発想を基礎に置きながら、「無重過失」要件の下で、特約の公知性を中心として、それ以外にも様々なファクターを総合的に考慮して柔軟な判断を下していることを明らかにする。また、特約に違反した譲渡人の債権者相互間で特約の効力が争われることが多いという紛争の実態も明らかにしている。第三章は、特約に違反した譲渡人による無効主張を排斥した最判平成21・3・27民集63巻3号449頁が、特約はもっぱら債務者の利益保護に資するという見解に立つものの、差押債権者や破産管財人が無効を主張する独自の利益を有するとみる余地を否定していないと評価する。</p> <p>第二部は、ドイツ法における債権譲渡禁止特約の生成と展開過程を明らかにする。</p> <p>対抗要件制度を採用せず時間順による帰属決定という優先性原理を採用したドイツ法では、債権譲渡の広範な許容と引換えに、譲渡に関与しない債務者の地位を悪化させてはならないという要請が強く働き、譲渡禁止特約もその一貫として利用された。とりわけ債務者への譲渡通知を必要とする旨の譲渡制限特約は対抗要件制度の不存在を補完している。</p> <p>こうした規定が出来上がった経緯は紆余曲折した。譲渡禁止特約の対外的効力について、普通法以来、有体物処分権の制限特約と同様に否定する見解と、契約自由の原則として債権内容の形成の自由を強調して肯定する見解に分かれた。ドイツ民法399条では特約は原則として許容されるとともに、差押禁止財産を作るとを否定するドイツ民訴851条が定められた。判例・通説は、特約違反の譲渡は無効になると解した。これに対して、譲渡禁止特約は処分行為への債務者の共働を反映するものとする共働説が登場した。共働説は、債務者による追認に遡及効を認めた。</p> <p>債権の流動化促進の需要が高まると、特約の対外効を制限する試みが主張さ</p>			

れ始めた。そこでは、特約を無効とする立法論や、ドイツ民法399条の目的論的縮減、ドイツ民訴851条の類推適用、特約違反の譲渡の無効を債務者の利益保護に必要な範囲にとどめる相対的効力説などが主張された。しかし、判例・通説は特約違反の譲渡につき絶対的無効説を維持し、とりわけ、判例は、公序良俗違反や約款内容規制による特約の無効も否定している。債権流動化の要請に対応するため、ドイツ法は、1994年に商法に354a条の特則を設けて、事業者取引の領域に必要な最小限の介入を行うにとどめている。

ドイツ法における以上の詳細な議論との機能的比較法による考察に基づき、本論文は、日本における立法論として、①民法の基本ルールを維持しつつ、被譲渡債権の種類や債権譲渡行為を類型化し、債権流動化との関係で効力制限の必要性が特に高い領域にのみ特則を設ける手法と、②民法の基本ルールを債務者利益の保護に必要な範囲で相対的な効力にまで縮減する手法を採りつつ、債務者利益の内実の多様性にも十分配慮する、という二つの可能性を示唆する。

第三部は、民法（債権法）改正検討委員会による『債権法改正の基本方針』の改正提案と、法制審の中間試案までの審議状況に対して、その方向性の可否と問題点を論じている。第一章は、債権法改正検討委員会による譲渡禁止特約の相対的効力および債権譲渡の第三者対抗要件の登記一元化という基本指針を支持すると同時に、将来債権譲渡の効力があまりにも広範囲に認められかねないことに警鐘を鳴らす。第二章は、民法典の制定後100年以上の間に債権譲渡の取引形態が大きく変化した事態を直視し、民法466条・467条を根本的に見直し、現代化する必要性を説く。第三章は、将来債権譲渡後に譲渡人が債務者と締結した特約の効力につき考察する。ドイツ法の議論を参考にしつつも、日本法とは将来債権譲渡の法律関係の捉え方や対抗要件制度の存否について体系的な違いがあることにも配慮し、次のような改正案を提案する。すなわち、特約によって弁済の相手方を固定ないし選択したいという債務者の利益を尊重して、債務者は特約を譲受人に対抗できるのが原則であるが、将来債権譲渡につき債務者対抗要件が具備された時点以降に締結された特約は対抗できない。

(論文審査の結果の要旨)

債権譲渡に関する日本民法の規律は、基本的にフランス民法を受け継いだものであり、ドイツ民法とは仕組みが異なる。そのため、債権譲渡に関する比較法的研究は、フランス法の沿革的な研究が中心となっており、とりわけ債権譲渡禁止特約に関するドイツ法との比較法的研究は、従来ほとんど行われていない。本論文は、物権論に関する著者のドイツ法に対する問題関心と連動し、第二部において、果敢にドイツ法の債権譲渡禁止特約の議論の解明に挑んでいる。本論文は、ドイツ法で蓄積された膨大な議論を精緻に辿って整理・分析している。紆余曲折した議論は、この問題の難しさと考慮すべき点の多さを示しており、この問題を考える際にきわめて豊富な示唆に富む。とりわけ日本における従来の債権譲渡禁止特約に関する議論が主として預金債権を念頭に置いた射程の狭いものであったのに対して、ドイツ法における議論は種々の債権について多様な特約が設けられていることを反映して複雑な展開をみせているとの発見は、類型的処理の可能性という提言に説得的に結びついている。本論文による議論状況の的確な描出自体がドイツ法研究としてのきわめて優れた価値を有し、今後のこの問題における基礎研究と位置づけられる。

また、本論文は、第一部の判例・学説状況の分析においても、たとえば、判例は、重過失要件を通じて柔軟な利益調整を行い、債権譲渡禁止特約が法により公認されていることに鑑み、譲受人の属性に応じて最低限の調査義務を課していると指摘する。著者の主張には異論もあろうが、このような従来の議論を先に進める重要な指摘が多数あり、本論文は、日本法の解釈論においても民法学の進展に大きく寄与している。

さらに、本論文は、対抗要件制度の有無という日独法制の基本的な違いに留意し、ドイツ法の議論を慎重に相対化しつつ、具体的な立法提言も行っている。そこでの立法提言は日本民法改正の要綱仮案以前の案を対象として検討を行うにとどまり、また、結論を留保するなど、一部に歯切れの悪さがあることは否めない。最終的な民法改正の方向も、本論文の主張しているものとは少し異なっている。しかし、時間的な制約の中で立法への理論的寄与を願う本論文の意図は十分理解でき、評価することができる。さらに、本論文の展開した深い考察は、民法学の幅を豊かにし、将来の解釈や再度の立法論的対応に委ねられた少なからぬ問題の検討に今後も大きな影響を及ぼすことになるだろう。

以上のとおり、本論文は、全体として非常に優れた内容のものであり、博士(法学)の学位を授与するに相応しいと認められる。また、平成26年1月18日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。